

改正士法円滑施行 建築主へ周知要望

自民設計議連

自民党の建築設計議員連盟
(額賀福志郎会長) が25日に
開いた総会で、日本建築士事
務所協会連合会(大内達史会



長) が一般消費者への周知徹
底による改正建築士法の円滑
な施行を要望した。写真。総
会には日本建築士会連合会の
三井所清典会長、日本建築家
協会の芦原太郎会長ら建築3
会的首脳と単位事務所協会長
も出席。大内会長は「6月25
日の施行に向けて普及活動を
しているが、建築3会だけで
は限界がある。一般消費者で
ある建築主への周知につい
て、国の協力を願いたい」と
訴えた。

要望では特に、「延べ面積

300平方メートル超の建築物の設
計・工事監理契約における書
面による契約締結の義務化」
「設計・工事監理業務の適正
な代価での契約締結の努力義
務化」 「建築士免許証の揭示
の義務化」 「無登録業務の禁
止の徹底」の4項目について、
一般消費者、建築主への周知
徹底を求めた。このうち「無
登録業務の禁止の徹底」は法
律改正事項ではないが、「消
費者に対する周知は十分では
ないため、他の法律改正事項
と合わせて広く周知を図って
いただきたい」(大内会長)
とした。

要望を受けて山本有二衆院
議員は「建築3会、国交省、わ
れわれが連携を取ることで、

業の確立と設計事務所・建築
士が発展し尊敬を受けるよう
にしていく」と答えた。また
の現場にしっかりと行き届く
ようにしたい」と述べた。

27. 2. 27

建設通信新聞